

## **第4章** 分野別都市づくりの方針

---

## 第4章 分野別都市づくりの方針

従来の都市計画マスタープランでは、様々なまちづくりの課題に応えるため「まちの将来像」としての姿を設定し、さらに土地利用の考え方を基本に、分野別のまちづくりの方針を示していました。

本計画においては、これからの都市づくりの課題に応えるという基本姿勢はそのままに、さらに、区民や事業者などの多様な主体が共感・共有できる将来都市像とその具体的なくらしのイメージを示します。そのうえで実現に向けて、都市（北区）において活動する人を意識した施策を展開するために、5つの都市づくりの分野を設定し、その各分野における都市づくりの基本的な考え方と施策体系を示します。

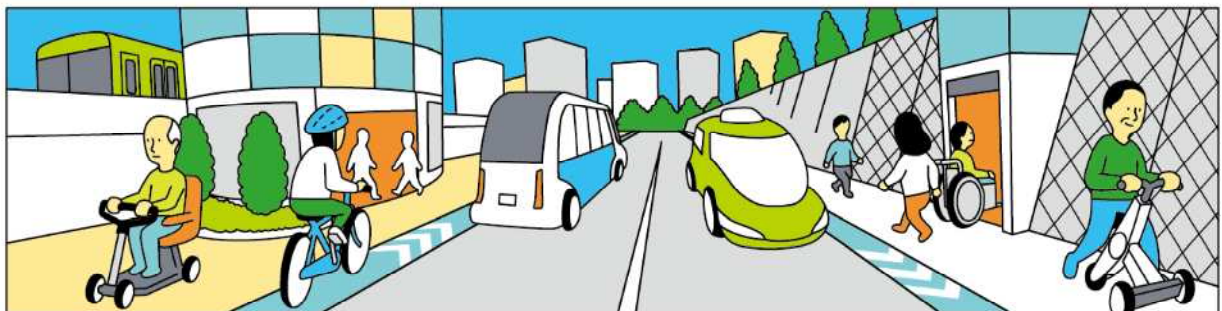
### 4-1 おでかけ環境 「移動・外出のまちづくり」

⇒P62

目標：誰もが行きたいところに快適に行けるまち

#### ■施策体系

- 1) おでかけしたくなる環境づくり
- 2) 公共交通網の整備
- 3) 階層的な道路ネットワークの形成
- 4) 交通バリアフリーの推進



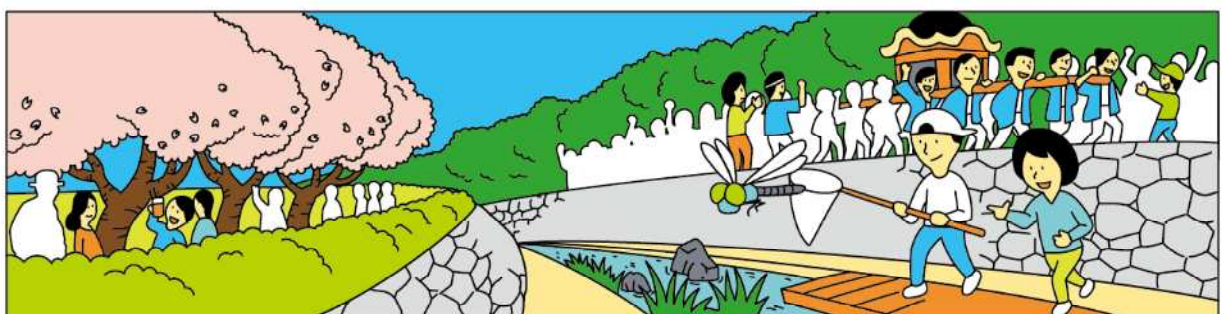
### 4-2 交流を育む魅力 「水辺・みどりの交流のまちづくり」

⇒P70

目標：人、まち、自然が交わり新たな魅力が創出されるまち

#### ■施策体系

- 1) 崖線・河川を活かしたうるおいのネットワークの継承
- 2) 身近なみどりの整備・保全
- 3) 水辺やみどりの魅力を活かしたにぎわいづくり
- 4) 北区らしい景観の保全・形成



※5つの分野を設定するにあたり、以下2点を意図して、「の」を用いています。

- ①都市整備と人の活動による相乗効果
- ②複数の施策（要素）を掛け合わせることによる相乗効果

#### 4-3 住環境 「生活環境 ♪子育て・健康長寿」

⇒P78

目標：誰もが安心して住み続けられる多様な豊かさのあるまち

##### ■施策体系

- 1) ライフステージに応じた住環境の充実
- 2) 歩いて買い物にいける身近な商店街の魅力・活力の向上
- 3) 生涯を通じて学べる環境づくり
- 4) バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全な住環境の形成
- 5) 防犯まちづくりの推進



#### 4-4 環境共生 「環境負荷低減 ♪スマートコミュニティ」

⇒P82

目標：環境と共生するスマートなまち

##### ■施策体系

- 1) 自然の力を取り込んだ快適な都市環境の形成
- 2) 施設・活動・移動の低炭素化の推進
- 3) 環境問題への対応
- 4) かしいエネルギーの活用
- 5) ICTのまちづくりへの活用
- 6) 移動や空間をシェアする環境負荷の少ない都市づくりの推進



#### 4-5 災害対応 「防災・減災 ♪事前復興」

⇒P86

目標：災害による被害の軽減と復興に向けた備えのあるまち

##### ■施策体系

- 1) 震災に強い市街地の形成
- 2) 水害に強い市街地の形成
- 3) 土砂災害に強い市街地の形成
- 4) 地域の災害対応力の向上
- 5) 大規模災害の発生を前提とした事前復興



## 4-1 おでかけ環境 「移動・外出のまちづくり」

### 目標：誰もが行きたいところに快適に行けるまち

#### (1) 基本的な考え方

駅を中心とした歩行者、自転車、公共交通の各交通モード※に応じた移動の安全性・快適性を高めます。

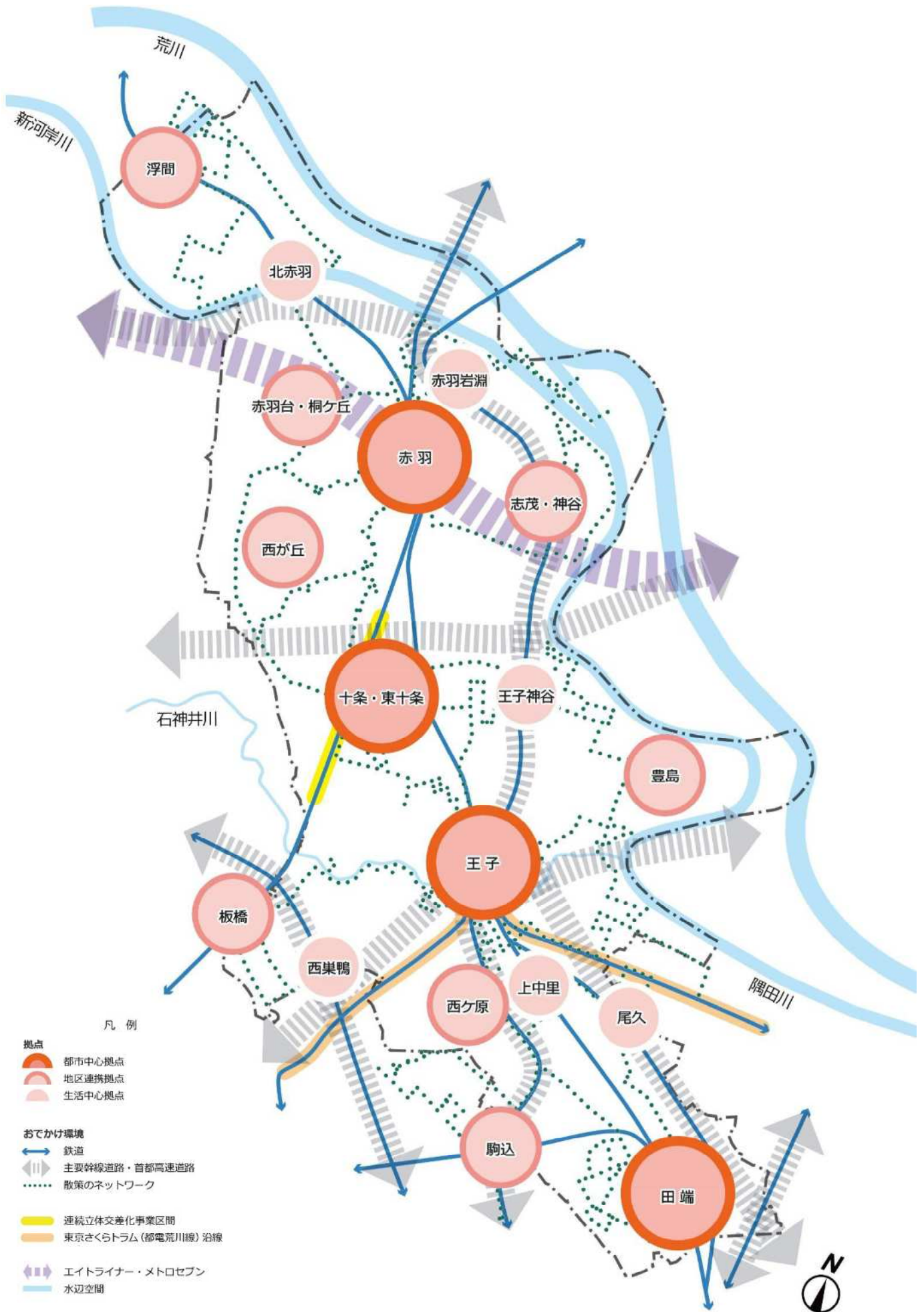
シェアリングの交通サービスへの導入や ICT による各交通サービスの連動など、シームレス※な移動を実現することで、行きたいところに安全・快適に行ける利便性の高いまちの形成を図ります。同時に地域資源を活用した回遊性を高める散策のネットワークの形成を進め、ウォーキングやサイクリングなどを通じて誰もが移動を楽しめるまちの形成を図ります。

都市中心拠点をはじめとした各拠点における交通結節機能を強化するとともに、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進することで、区内外の行きたい場所に誰もが安全・快適に行ける公共交通網の形成を図ります。

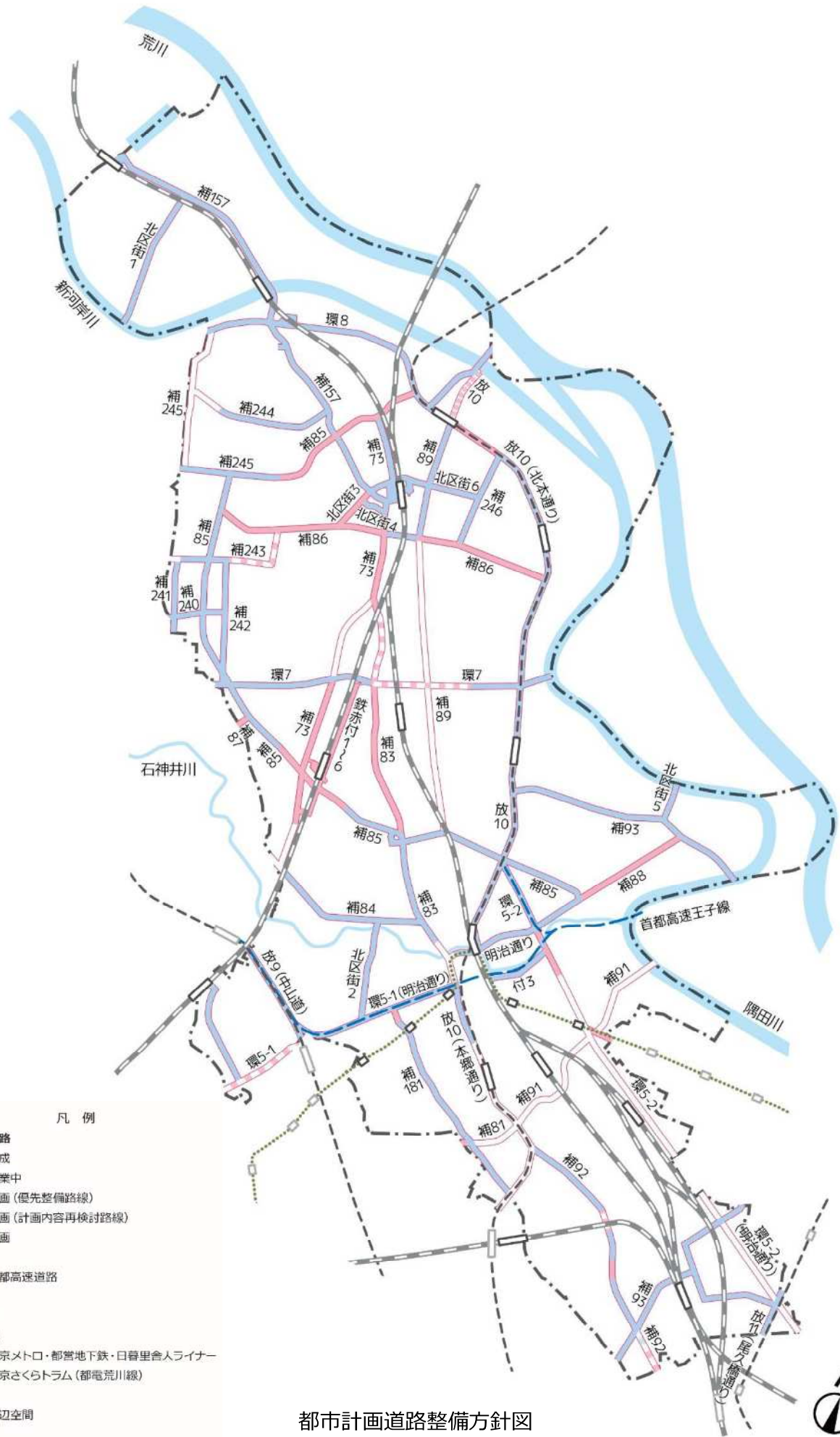
また、西側の台地と東側の低地を結ぶ移動軸となる都市計画道路、駅前広場、連続立体交差化、橋梁の整備などを進めるとともに、計画的に道路・橋梁を更新し、階層的に道路網が整備された利便性の高いまちの形成を図ります。

#### 施策体系

1) おでかけしたくなる環境づくり	
■	歩行環境の整備
■	自転車走行環境の整備
■	移動を楽しむ交通環境の整備
2) 公共交通網の整備	
■	利便性の高い鉄道網の整備
■	地域公共交通の充実
■	連続立体交差化の推進
3) 階層的な道路ネットワークの形成	
■	幹線道路の整備
■	地区幹線道路の整備
■	生活道路の整備
■	道路インフラの維持・管理
■	駐車場の確保
4) 交通バリアフリーの推進	
■	公共交通のバリアフリー化
■	道路のバリアフリー化
■	こころのバリアフリー化



おでかけ環境形成方針図



- 凡例
- 都市計画道路**
- 完成
  - 事業中
  - - - 計画 (優先整備路線)
  - - - 計画 (計画内容再検討路線)
  - - - 計画
- 首都高速道路
- 鉄道路線**
- JR
  - - - 東京メトロ・都営地下鉄・日暮里舎人ライナー
  - ..... 東京さくらトラム (都電荒川線)
- 水辺空間

都市計画道路整備方針図

## (2) 施策体系

### 1) おでかけしたくなる環境づくり

#### ■ 歩行環境の整備

- ・道路整備や市街地再開発事業などにあわせた歩道の整備を進めることで、快適で利便性の高い歩行環境の形成を図ります。
- ・鉄道駅と公共公益施設や公園、寺社などの地域資源を結び、歩いてまちを巡れる散策のネットワークを整備し、区民の健康づくりや観光における魅力づくりを推進します。
- ・ネットワークの整備にあたっては、歩道の整備やバリアフリー化などを進め、安全な歩行空間の形成を図ります。
- ・住宅地などの歩行者の交通が多い地区では、ゾーン 30<sup>\*</sup>の導入など、歩行者が安全に移動できる環境を形成します。

#### ■ 自転車走行環境の整備

- ・安全で快適な自転車ネットワークを形成するとともに、自転車利用者のルール・マナーの向上を図ります。
- ・鉄道駅や地域資源を相互に結ぶ安全で快適な自転車走行環境を形成し、自転車での移動が楽しめるネットワークの形成を図ります。
- ・鉄道駅周辺においては、近隣の民間事業者などと協力しながら、利用しやすい駐輪場の整備を促進し、快適な駐輪環境の形成を図ります。
- ・自転車活用推進法に基づく「北区自転車活用推進計画」を策定し、シェアサイクルや自転車駐車場計画などの自転車の活用に関する施策を推進します。

#### ■ 移動を楽しむ交通環境の整備

- ・鉄道駅周辺においては、商業や地域情報発信などの機能を充実させるとともに、鉄道駅を起点として、商店街や公共公益施設、文化施設や公園などを結ぶ歩行環境を整備することで、地域の回遊性や交流機能の向上を図ります。
- ・区民や商店街、東京都などとの協働により、東京さくらトラム（都電荒川線）沿線の魅力ある環境形成及び沿線周辺の緑化促進による、みどりと鉄道が映えるまちなみの形成を図ります。
- ・誰もが行先の分かるユニバーサルデザインに配慮した公共サイン<sup>\*</sup>の整備を推進するとともに、ICTを活用した誘導など案内機能の充実を図ります。

### 2) 公共交通網の整備

#### ■ 利便性の高い鉄道網の整備

- ・市街地再開発事業などにあわせた駅前広場の拡張などにより、交通結節点としての機能強化を図ります。
- ・新たな交通手段として、環状7号線や環状8号線沿道の関係区と連携し、エイトライナー・メトロセブン<sup>\*</sup>による移動性の向上を図るため、区部環状方向への鉄軌道などの導入を促進します。

## ■ 地域公共交通の充実

- ・ 区民代表、区、交通事業者などにより構成される地域公共交通会議を設置し、地域の実情に即した公共交通のあり方について検討し、公共交通の充実を図ります。
- ・ 地域の交通利便性を高めるため、新たな都市計画道路の整備にあわせて、バス路線の導入や再編などについて、関係機関との協議を進めます。
- ・ 誰もが安心・安全に移動できるよう、土地の高低差（崖線）によって移動が困難な地域や交通利便性に課題のある地域などを中心に、コミュニティバスなど地域公共交通の充実による移動手段の確保に向けた取組みを推進します。
- ・ IoT<sup>\*</sup>を活用した各種交通サービスとの連携を促進し、シームレスな交通環境の構築を図ります。

## ■ 連続立体交差化の推進

- ・ JR 埼京線十条駅付近の連続立体交差化にあわせて、都市計画道路、駅前広場などを整備し、踏切での交通渋滞、地域の分断を解消することで、安全でにぎわいのある市街地の形成を図ります。

## 3) 階層的な道路ネットワークの形成

道路の役割を整理し、歩行者、自転車、自動車それぞれにとって安全で快適な道路空間の整備を推進するとともに、必要に応じて道路網の見直しを図ることで、段階的な道路ネットワークの形成を図ります。また、長期間未着手となっている都市計画道路については、必要に応じて東京都及び関係区などとの連携により、都市計画の見直しを図ります。

## ■ 幹線道路の整備

- ・ 都市計画道路に位置付けられている主要幹線道路や幹線道路の整備を着実に進め、安全と活力を支える道路ネットワークの形成を図ります。
- ・ 無電柱化や街路緑化などを進め、都市づくりの骨格にふさわしい沿道景観の形成を図ります。

## ■ 地区幹線道路の整備

- ・ 地区幹線道路については、交通需要及び土地利用の動向を踏まえ、都市計画道路に位置付けられている路線の整備を着実に進め、地域交通ネットワークの利便性向上を図ります。
- ・ 地区幹線道路として、住宅市街地総合整備事業（密集型）<sup>\*</sup>や地区計画で位置付けられた路線の整備を進め、地域交通ネットワークの利便性向上を図ります。

## ■ 生活道路の整備

- ・ 日常生活を支え、緊急時の消防活動などにとって必要な道路として、住宅市街地総合整備事業（密集型）や地区計画で位置付けられた主要生活道路や生活道路の整備を進め、地域の利便性や安全性の向上を図ります。



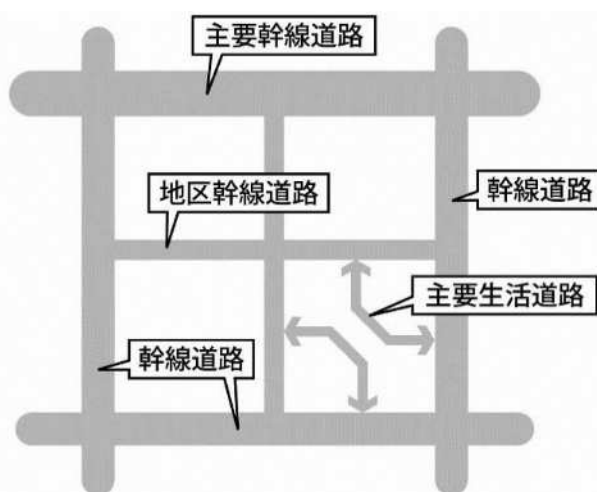
## ■道路インフラの維持・管理

- ・区道の定期的な巡回点検に加え、路面性状調査、路面下空洞調査により現状を把握し、計画的に補修することにより、区民の日常生活を支える道路インフラの安全性向上を図ります。

## ■駐車場の確保

- ・駐車需要の発生原因者による駐車場の確保を原則とするとともに、附置義務制度の確実な運用により、駐車場の確保を促進します。
- ・鉄道駅周辺の駐車場については、民間事業者による開発を適切に誘導するとともに、カーシェアリング<sup>※</sup>や駐車場案内システムなどによる既存の駐車場の有効活用を図ります。
- ・駐車需要やカーシェアリングの普及、自動運転技術の向上など、社会の変化に対応した駐車場問題の改善に努めます。

### 【階層的な道路構成の考え方】



#### 主要幹線道路（幅員 25m以上）

23 区全域や都市間に及ぶ広域交通の処理機能を担う中核的幹線道路。

#### 幹線道路（幅員 15～30m程度）

近隣区と区内の地域間程度の交通の処理機能を担う幹線道路。

#### 地区幹線道路（幅員 11～20m程度）

区内の地域内程度の交通の処理機能を担う補助的な幹線道路。

#### 主要生活道路（幅員 6～13m程度）

住宅地内の主要な道路。幹線系の道路と生活道路をつなぎ、住宅地内の交通の主要動線となる。

#### 生活道路（幅員 6m程度未満）

各宅地（建物敷地）へのアクセス（連絡）道路。交通処理のほか、日常生活上、地域の交流の場としても利用される。

### 【道路の機能】

- ① 都市における円滑な移動を確保するための交通機能
- ② 都市環境、都市防災などの面で良好な都市空間を形成し、上・下水道、電気、ガスなど生活を支える施設や公共交通の収容空間を確保するための空間機能
- ③ 都市の骨格を形成し、街区を構成するための市街地形成機能

## 4) 交通バリアフリーの推進

### ■公共交通のバリアフリー化

- ・拠点となる駅周辺では、連続立体交差化や駅前広場の整備を契機とした歩行者空間の整備やエレベーターの整備などによるバリアフリー化を推進し、歩行環境の安全性・快適性の向上を図ります。
- ・鉄道駅の改修にあたっては、エレベーターの増設などによりバリアフリー化を促進し、鉄道駅の安全性・快適性の向上を図ります。
- ・バスの停留所におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進し、快適な利用環境の形成を図ります。

### ■道路のバリアフリー化

- ・歩車道間の段差解消や無電柱化、歩道幅員の見直しなどによるバリアフリー化を推進し、安全な歩行環境の形成を図ります。
- ・鉄道駅と生活関連施設などを結ぶ生活関連経路については、道路の整備・更新などにあわせて、計画的なバリアフリー化を推進し、安全な歩行環境の形成を図ります。
- ・東西の高低差を克服する幹線道路の整備を進めます。

### ■こころのバリアフリー化

- ・北区バリアフリー基本構想に基づき、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深め、コミュニケーションをとりながら支えあうこころのバリアフリー化を進めます。

#### 【北区バリアフリー基本構想における「こころのバリアフリー」の考え方】

- ・北区バリアフリー基本構想【全体構想】平成27年度策定  
北区が取り組むバリアフリーの基本方針や考え方
- ・北区バリアフリー基本構想【地区別構想】平成28年度～平成30年度策定  
各地区における重点整備地区や生活関連経路等の設定及び実施する事業内容

#### ・基本理念

「気づき」を共有し、カタチにするまち 北区  
～だれもが健やかに安心して生活・移動できるユニバーサル社会を目指して～

各施設設置管理者にとっては利用者に対する安全や安心への思い、移動に制約のある当事者にとっては自由に移動できることへの思い、行政にとっては多様な利害を調整しながらよりよい地域社会を作っていくことへの思い、それぞれの立場は異なっても、バリアフリー法の趣旨をともに実現しようという、大きな思いは共通である。

これらの「思い」に互いに「気づき」、基本構想策定場で共有し、互いに理解・尊重しながら、それぞれの経験や知識、技術を活かし、利用者のだれにとっても公平なバリアフリーのまちづくりを実現（カタチに）することで、基本構想の目的を達成することを目指す。

(北区バリアフリー基本構想【全体構想】抜粋)

・バリアフリー基本構想の基本方針

- (1) だれもが利用しやすい生活環境づくりを目指した基本構想づくりを目指します
- (2) おおむね 10 年後（令和 7 年度）を目標とします
- (3) 区全域におけるバリアフリー推進の考え方を示します
- (4) まちづくりを進めるうえで効果の高い地区を重点整備地区に定めます
- (5) 重点整備地区（地区別構想）では実現性の高い具体的な特定事業を定めます
- (6) こころと情報のバリアフリーの推進に向けた具体的な事業や協働による取組の方向性を示します
- (7) 段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）に向け利用者の参加による推進方法を示します

- ・区民一人ひとりが、活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行えるよう、高齢者、障害者をはじめとしたさまざまな人に配慮したバリアフリーのまちづくりを推進します。
- ・全体構想で重点整備地区のおおむねの範囲を検討し、地区別構想の中で利用者意見を踏まえた具体的な特定事業などを位置づけることでバリアフリー化の整備を推進していきます。
- ・重点整備地区

重点整備地区	含まれる駅
赤羽地区	浮間舟渡・北赤羽・赤羽・赤羽岩淵・志茂
王子地区	東十条・十条・王子神谷・王子・板橋
滝野川地区	上中里・西ヶ原・田端・駒込・尾久

- ・多様な利用者の特性に関する理解の促進を図り、次世代につながるハード・ソフトが一体となっただれもが利用しやすい生活環境を創出します。
- ・バリアフリー基本構想の策定を契機として、移動や施設利用におけるこころのバリアフリーについて、国・都・区などの関係行政機関や施設設置管理者、利用者の相互協力による継続的な取組の推進を図ります。
- ・移動や施設利用における情報・コミュニケーションのバリアフリーについては、今後の ICT 技術などの発展により大きく進展する可能性も含め、人による支援として、こころのバリアフリーと一体的に進めていきます。



エレベーターはみんなのためのものだけど…

図：こころのバリアフリーガイドブック（国土交通省関東運輸局）より



聴覚障害者は緊急時に特に不安を感じている

図：こころのバリアフリーガイドブック（国土交通省関東運輸局）より

## 4-2 交流を育む魅力 「水辺・みどり」の交流の歴史・文化・景観」

目標：人、まち、自然が交わり新たな魅力が創出されるまち

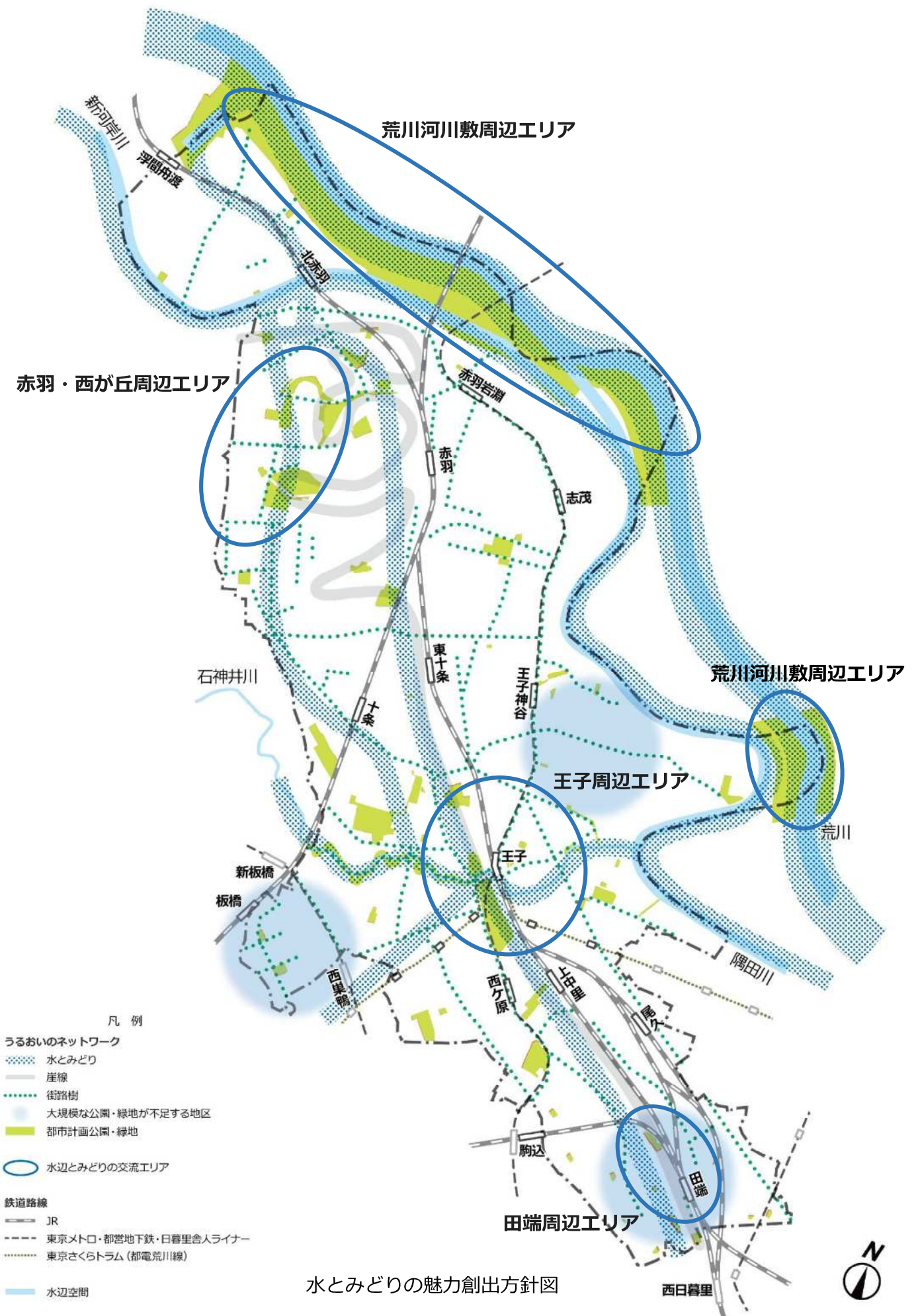
### (1) 基本的な考え方

区内を流れる4つの河川や崖線など、水辺やみどりの保全・活用を図るとともに、幹線道路などの街路空間の緑化を促進することで、「うるおいのネットワーク」形成の推進を図ります。また、公園・緑地の整備・拡充を図るとともに、民有地の緑化を促進することで、「うるおいのネットワーク」と一体となった身近なみどりに恵まれたまちの形成を図ります。

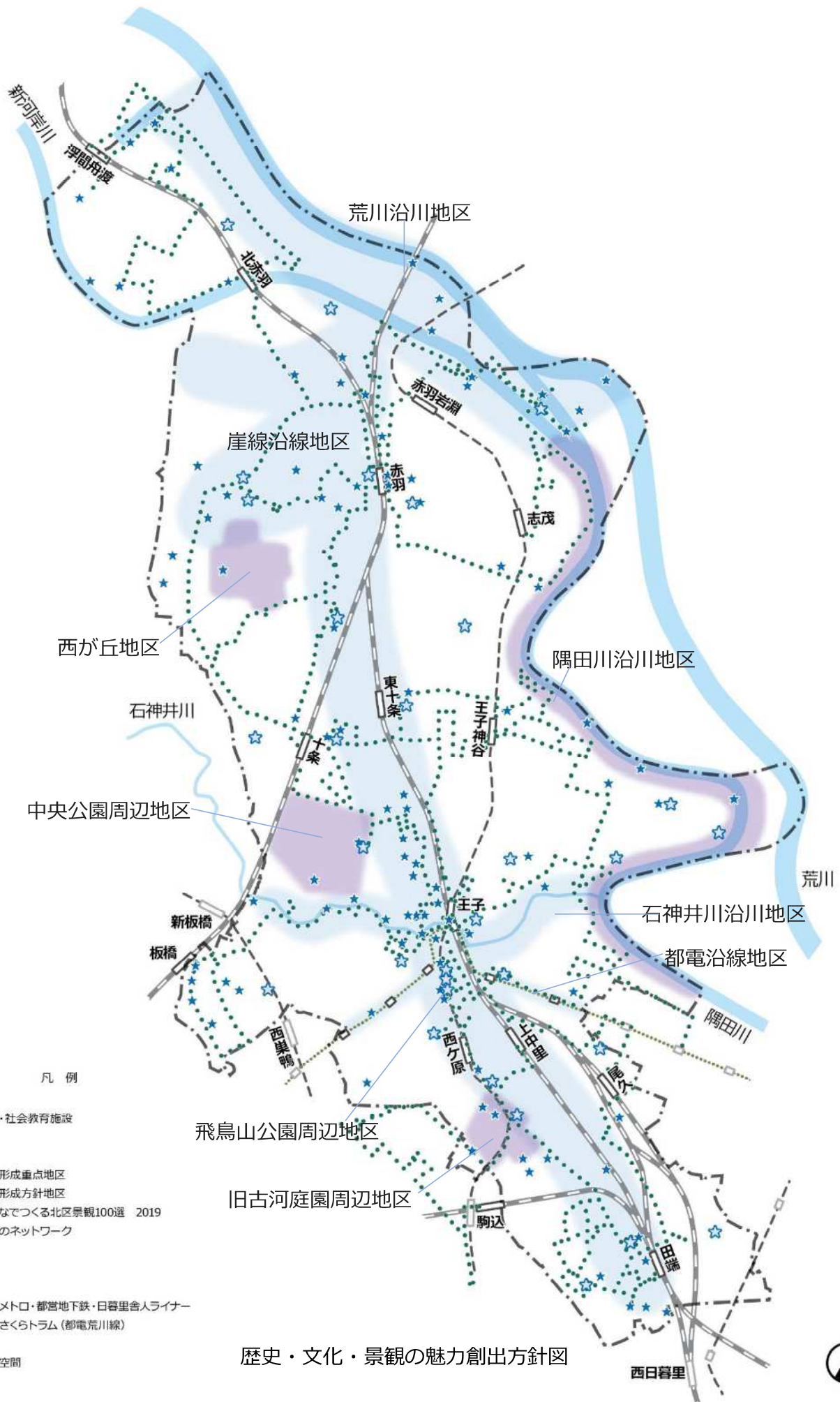
地域の歴史・文化の継承や、水辺やみどりを通じた生物多様性の保全・向上を進めつつ、柔軟な活用を促進することで、新たな魅力と交流の創出を図ります。これらの魅力を活かしたまちなみの保全・向上や交流を促進し、地域資源間の回遊性を高めることにより、観光都市づくりを推進します。

### 施策体系

1) 崖線・河川を活かしたうるおいのネットワークの継承	
	■ 崖線の保全・活用
	■ 河川との一体的なまちづくり
	■ 街路空間の緑化
2) 身近なみどりの整備・保全	
	■ 公園・緑地の整備・保全
	■ 広場の整備
	■ 民有地の緑化の促進
3) 水辺やみどりの魅力を活かしたにぎわいづくり	
	■ 水辺とみどりの交流エリアの形成
	■ 多様な主体による水辺やみどりの魅力の向上
	■ 生物多様性の向上による生態系の保全・再生
	■ 水辺やみどりと結びついた地域の歴史や文化の継承
	■ 回遊性向上による地域一体となった魅力づくり
4) 北区らしい景観の保全・形成	
	■ 地域の特性を活かしたまちなみの保全・形成
	■ 統一的な基準による公共サインの整備
	■ 屋外広告物や電線類などによる景観阻害の抑制



水とみどりの魅力創出方針図



歴史・文化・景観の魅力創出方針図



## (2) 施策体系

### 1) 崖線、河川を活かしたうるおいのネットワークの継承

#### ■崖線の保全・活用

- ・区内を南北に縦断する崖線の安全性を考慮しつつ、樹林地を保全し、うるおいのネットワークの骨格となる崖線のみどりの継承を図ります。
- ・崖線周辺における土地利用転換や開発が行われる際には、既存の樹林地の保全・再生などにより崖線との一体的な緑化を促進するとともに、歩いて楽しめる散策路などの整備を進め、親しみのある崖線のみどりの継承を図ります。



斜面を登る飛鳥山公園のアスカルゴ

#### ■河川との一体的なまちづくり

- ・河川の水質改善を図るとともに、河川敷や親水空間などの整備を進めることで、身近な水辺に恵まれた市街地の形成を図ります。
- ・荒川における高規格堤防<sup>※</sup>整備事業及び隅田川におけるスーパー堤防<sup>※</sup>整備事業により水害への対応力を高めるとともに、その機会を活用して親水空間の整備を進め、憩える水辺空間の形成を図ります。
- ・国の高規格堤防整備と一体的なまちづくりを進めます。
- ・「荒川将来像計画 2010 推進計画<sup>※</sup>」に基づき、荒川下流沿川の自治体や国と連携し、水辺環境の保全を図るとともに、スポーツなどによる健康づくりやレクリエーション空間としての活用を図ります。また、豊島五丁目荒川河川敷（豊島ブロック）の整備に向けた基本計画を策定し事業を推進します。
- ・荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の水辺空間においては、防災や観光における舟運などの活用を図り、河川とまちが一体となったまちづくりを推進します。
- ・石神井川においては、古くから行楽地として親しまれてきた文化性を活かした親水空間の形成を図ります。



河川敷の憩える水辺空間



河川敷のレクリエーション空間



河川の親水空間

#### ■街路空間の緑化

- ・隣接する公園・緑地と一体性のある街路樹の植栽を促進し、連続的なみどりによるうるおいのあるまちなみを形成し保全を図ります。
- ・幹線道路や大規模な公園・緑地に接続する主要生活道路をはじめとして、沿道敷地の接道部緑化を促進し、うるおいのあるまちなみを形成し保全を図ります。



沿道の街路樹

## 2) 身近なみどりの整備・保全

### ■公園・緑地の整備・保全

- ・区立公園全体の整備及び管理などの指針となる北区公園総合整備構想を策定し、指定管理者制度<sup>※</sup>や Park-PFI<sup>※</sup>などの民間活力の導入を視野に入れた魅力ある公園づくりを推進します。
- ・既存の公園・緑地の保全を図るとともに、未整備となっている都市計画公園・緑地の整備を進め、みどり豊かな市街地の形成を図ります。
- ・工場跡地や公有地跡地などの土地利用転換にあわせて、地域特性を踏まえた公園や児童遊園などの整備を進め、みどり豊かな市街地の形成を図ります。
- ・大規模な新設公園・緑地については、都市計画に定め、機能・役割に応じた整備を図ります。
- ・公園が不足している地域においては、引き続き公園の整備を図ります。
- ・老朽化や時代の変化に対応した公園の再整備・改修を進め、快適なみどり空間の形成を図ります。
- ・老朽化した公園施設については、北区公園施設長寿命化計画に基づき、補修改善や更新を進め、安全な公園・緑地の形成を図ります。

### ■広場の整備

- ・公園・緑地を補完するものとして広場などのオープンスペースの整備を進め、市街地の防災性・快適性の向上を図ります。
- ・木造住宅密集地域などでは、主要生活道路などの沿道の空地を活用したポケットパーク<sup>※</sup>の整備や、集合住宅の建設の機会を活用した公開空地の確保を図ります。
- ・児童遊園、遊び場など街区公園の規模に満たない公園や広場について、防災やコミュニティ形成の空間としてその整備を進めます。
- ・公共施設における広場の整備を推進し、公共空間として多くの人々が利用できるようにします。

### ■民有地の緑化の促進

- ・生垣、屋上緑化、壁面やベランダ緑化などによる民有地の緑化を促進し、みどり豊かな市街地の形成を図ります。
- ・緑化推進モデル地区<sup>※</sup>の指定などによる緑被率<sup>※</sup>の低い地区における民有地の緑化を推進し、身近にみどりを感じられる市街地の形成を図ります。
- ・区民や事業者との「みどりの協定<sup>※</sup>」により、区民・事業者の自主的な緑化活動を促進し、地域のみどりを充実させるとともに良好なまちなみの形成を図ります。
- ・民間事業者による開発の際には、公共空間と一体となった公開空地の確保を誘導し、市街地内のオープンスペースの充実を図ります。

## 3) 水辺やみどりの魅力を活かしたにぎわいづくり

### ■水辺とみどりの交流エリアの形成

- ・次の地区を水辺とみどりの交流エリアとし、各地区の魅力を活かしたうるおいと交流のある環境づくりを推進します。



### 王子周辺エリア

- ・古くから行楽地として親しまれ、渋沢栄一翁にゆかりの深い飛鳥山や石神井川などの保全を進めるとともに、散策路の整備や区内外の人が交流する環境づくりを進め、歴史・文化を継承するとともに、交流を活性化するエリアの形成を図ります。



飛鳥山のアジサイ

### 荒川河川敷周辺エリア

- ・水辺環境の保全を進めるとともに開放的なレクリエーション空間として、水辺やみどりを活かした多様な活動が行える環境づくりを推進し、区内外から人の集まるエリアの形成を図ります。



荒川河川敷周辺の  
開放的なレクリエーション空間

### 赤羽・西が丘周辺エリア

- ・赤羽自然観察公園などの崖線に連なるみどりの保全や自然と触れ合える環境づくりを推進するとともに、赤羽スポーツの森公園や味の素ナショナルトレーニングセンター、国立スポーツ科学センター、味の素フィールド西が丘からなるハイパフォーマンススポーツセンターを活用した健康づくりを進められる、緑と健康づくりのエリアの形成を図ります。



赤羽自然観察公園

### 田端周辺エリア

- ・(仮称) 芥川龍之介記念館の整備をはじめ、多くの文士や芸術家が住んでいた文士芸術家村<sup>※</sup>としての歴史を活かしたまちづくりを推進し、歴史・文化を継承・発信するエリアの形成を図ります。



田端の切り通し



東京さくらトラム  
(都電荒川線)



荒川河川敷



赤羽自然観察公園



田端文士芸術家村

### ■多様な主体による水辺やみどりの魅力の向上

- ・区民との協働による公園や駅前広場などへの花の植栽を推進し、身近に花のある市街地の形成を図ります。
- ・区民と協働したまちなかの緑化の維持推進を図るため、美化ボランティアなど地域で活躍する人材の育成を行います。
- ・指定管理者制度や Park-PFI などの民間活力を導入した公園・緑地の管理・運営を進めることで、より魅力あるみどり豊かな環境の形成を図ります。
- ・区民との協働による河川や公園・緑地の整備や管理・運営を進めることで、地域のニーズに対応した魅力あるみどり豊かな環境の形成を図ります。
- ・地域特性や社会状況に応じた河川や公園・緑地の利用ルールに基づき、区民や事業者、大学などの多様な主体によるイベント活用などを促進し、にぎわいのある河川や公園・緑地の形成を図ります。

### ■生物多様性の向上による生態系の保全・再生

- ・崖線の樹林地や河川敷など生物の生息環境を保全・再生するとともに、みどりの連続性の確保や在来種による緑化を推進することで、エコロジカル・ネットワーク<sup>※</sup>の形成を促進します。
- ・生物調査を定期的実施し、生息状況を把握したうえで適切な水辺やみどりの管理を進め、生物の生息環境の保全を図ります。

### ■水辺やみどりと結びついた地域の歴史や文化の継承

- ・江戸時代から庶民に親しまれてきた飛鳥山公園、名主の滝公園、石神井川沿川の緑地などにおいて、地域独自の文化的価値を育成する整備を進め、北区のまちの歴史・文化を継承します。
- ・社寺林や大径木など地域のシンボルとなるみどりは、保護樹木の指定などによる保全を促進し、みどりの文化資源として継承します。
- ・飛鳥山公園をはじめ、渋沢栄一翁にゆかりのある地を活かしたプロジェクトを推進し、北区における歴史的価値を発信・継承します。
- ・(仮称)芥川龍之介記念館の建設を契機として、歴史・文化に関する地域の資源と相互に連携した活用を進め、新たな価値として継承します。

### ■回遊性向上による地域一体となった魅力づくり

- ・鉄道駅と商店街や公園・緑地を結ぶ経路において、ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間や休憩施設を整備し、地域を回遊できる環境づくりを図ることにより、地域が一体となった魅力づくりを進めます。

## 4) 北区らしい景観の保全・形成

### ■地域の特性を活かしたまちなみの保全・形成

- ・各地域の特性に応じた景観形成の方針や景観形成基準に基づく景観づくりを推進し、良好なまちなみの保全・形成を図ります。
- ・骨格となる崖線緑地や河川、鉄道や主要幹線道路の景観、かいわい<sup>※</sup>やまちすじなどの身近な景観、景観特性の異なる地区別の景観という 3 つの視点から景観づくりを進めます。
- ・「みんなでつくる北区景観百選 2019」の認定などにより、区を特徴づける魅力的な景観について発信し、区民が主体となった景観まちづくりの気運を醸成します。

### 【骨格となる景観】

- ・崖線の樹林地においては、保全や緑化による景観改善を促進し、北区を象徴する景観の形成を図ります。
- ・河川においては、水辺の自然環境や旧岩淵水門などの景観資源を保全することで、区民に親しまれる水辺空間を演出し、河川沿いから見たまちの景観に配慮した、河川にも顔を向けた沿川の景観づくりを進めます。
- ・主要幹線道路においては、緑化を進めるとともに無電柱化に努めるなど修景整備を進めます。また、幹線道路沿道では、周辺との調和した建築物のデザインや美しいスカイラインの形成に配慮した景観づくりを進めます。
- ・旧街道においては、沿道の景観資源などを活かしながら歴史を感じられる景観づくりを進めます。
- ・鉄道やその沿線においては、電車が映える風景に配慮した景観づくりを推進し、訪れたくなるまちなみの形成を図ります。

### 【身近な景観】

- ・多様な用途が混在することから、「かいわい」単位を目安としたまとまりと調和のある景観づくりを区民や事業者との協働により進めます。
- ・「かいわい」をつないだりまとめたりする「まちすじ」においては、みどりのうるおいや坂道による豊かな景観の変化を演出し、歩行者に心地よい通りをつくるなど、身近に親しめ回遊を楽しむ景観づくりを進めます。
- ・歴史的な道の沿道では、塚、塔、寺社などの景観資源を活かして、歴史を感じられる景観づくりを進めます。

### 【地区ごとの景観】

- ・7 地区を単位とした、各地区の景観特性を活かした景観づくりを進めます。
- ・景観形成重点地区に指定されている西が丘地区、隅田川沿川地区、旧古河庭園周辺地区、中央公園周辺地区では、地区のシンボルとして、重点的な景観づくりを進め、地区の個性的な景観づくりを先導します。
- ・景観形成方針地区に指定されている飛鳥山公園周辺地区、石神井川沿川地区、崖線沿線地区、都電沿線地区、荒川沿川地区では、地区住民の理解を得ながら協働の景観づくりを進め、景観形成重点地区の指定を推進します。



景観形成重点地区

### ■ 統一的な基準による公共サインの整備

- ・ユニバーサルデザインに配慮し、先端技術の活用を視野に入れた統一的な基準に基づく公共サインの設置・更新を図ります。
- ・道路整備にあわせて、周辺環境と調和のとれた公共サインの整備を推進します。

### ■ 屋外広告物や電線類などによる景観阻害の抑制

- ・景観を阻害する無秩序な屋外広告物の設置を抑制し、地域のまちなみへの調和を促進します。
- ・良好なまちなみの形成を図るため、沿道住民など関係者の理解を得ながら無電柱化を推進します。

## 4-3 住環境 「生活環境 ⊕ 子育て・健康長寿」

目標：誰もが安心して住み続けられる多様な豊かさのあるまち

### (1) 基本的な考え方

公共施設や大規模団地などの再生、良好な住宅ストックの活用・更新にあわせて、各世代や地域にとって必要な生活利便施設の集積を促進します。

高齢者や障害者にとっては、安心・安全にらせる住宅といきいきとすごせる居場所のあるまち、子育て世代にとっては、利便性の高い子育て環境のあるまち、子どもにとっては、快適に学べる教育環境とのびのびと遊べる環境のあるまちなど、全ての世代にとって快適な環境の形成を図ります。

また、多言語化対応などによる外国人が快適にらせる環境づくりを進めることで多様な文化の共生するまちの形成を図るとともに、住宅確保要配慮者<sup>\*</sup>に対する住宅セーフティネット機能の向上を図ります。

### 施策体系

1) ライフステージに応じた住環境の充実
■ 大規模団地の建替えや再開発を契機とした快適な住環境の形成
■ 高齢者や障害者がいきいきとらせる住環境の形成
■ 安心して子育てできる環境づくり
■ 子どもがのびのびと育つ環境づくり
■ 家族でくらし続けられる居住環境の充実
■ 外国人が快適にらせる環境づくり
2) 歩いて買物にいける身近な商店街の魅力・活力の向上
■ 空き店舗を活用した商店街の活性化
■ 地域資源と商店街の連携による地域の魅力向上
3) 生涯を通じて学べる環境づくり
■ 生涯学習環境の形成
4) バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全な住環境の形成
■ 安全にらせる住環境の形成
■ 安全に買い物できる環境づくり
5) 防犯まちづくりの推進
■ 防犯性に配慮したまちづくり
■ 地域コミュニティによる防犯まちづくり

## (2) 施策体系

### 1) ライフステージに応じた住環境の充実

#### ■大規模団地の建替えや再開発を契機とした快適な住環境の形成

- ・区内にある公営住宅の長寿命化、良好な住宅ストックの活用により、誰もが安心してくらする居住空間の形成を図ります。
- ・公共施設や大規模団地などの再生を契機にした生活利便施設の集積やミックストコミュニティの形成を促進します。
- ・多様な世代がいきいきとくらし続けられる持続可能な住環境の形成を図ります。
- ・市街地再開発事業など民間主導の事業においては、良好な住環境と快適なオープンスペースの創出による快適で利便性の高い市街地の形成を促進します。
- ・空き家の適正管理を進めるとともに、良好な住宅ストックを活用したリノベーションによる新しい価値を創出することで、時代の変化に対応した住環境の向上を図ります。

#### ■高齢者や障害者がいきいきとくらする住環境の形成

- ・高齢化が顕著な大規模団地などでは、住宅供給事業者により地域の医療や福祉の拠点づくりなどを促進し、住み慣れた地域でくらし続けられる環境づくりを目指します。
- ・公園やスポーツ施設への行きやすさを向上させることで、いきいきとくらする快適な住環境の形成を図ります。
- ・民間賃貸住宅の活用や区営シルバーピア<sup>※</sup>の建設など、高齢者や障害者向けの住宅セーフティネット機能の向上を図ります。

#### ■安心して子育てできる環境づくり

- ・駅周辺の再開発やマンション開発などの機会をとらえ、保育施設や子育て支援施設の整備により、安心して子育てができる環境の充実を図ります。
- ・大規模団地の建替えや大規模敷地の用途転換などにあわせて、周辺住環境の向上に寄与する公園や緑地の整備を進め、子どもたちが安心して遊べる環境づくりを図ります。

#### ■子どもがのびのびと育つ環境づくり

- ・教育施策などと連携した小中学校の適正な配置や施設の改築、リノベーションなどの施設整備を進め、快適な教育環境の形成を図ります。
- ・大規模な土地利用転換などにより人口増加が見込まれる際には、周辺の小学校・中学校において、将来の児童数の増加を見据えた快適な教育環境の形成を図ります。
- ・施設一体型小中一貫校の設置に向けた取組みを進め、小中一貫教育により、充実した学校教育の環境づくりを図ります。
- ・子どもがのびのびと遊べる公園や緑地の充実を図るとともに、味の素ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターと連携したイベントなどの実施により、子どもが遊びながら体力づくりができる環境の形成を図ります。

#### ■家族でくらし続けられる居住環境の充実

- ・三世代での同居や近居に向けた住宅更新及び共同建替えを支援することで、高齢者とその家族が安心して快適にくらする居住環境の形成を図ります。
- ・良好な住宅ストックの活用などにより、次世代の家族も住み続けられる多様なライフスタイルに対応する居住環境の充実を図ります。

### ■外国人が快適にくらせる環境づくり

- ・ 公共施設や道路・公園などに設置された公共サイン<sup>\*</sup>の多言語化による適切な生活情報の提供を進め、外国人が快適にくらせる環境づくりを進めます。
- ・ 町会、自治会やPTA、地域行事への外国人の参画を促進し、顔と顔が見える安心してくらせる環境づくりを進めるとともに、文化や習慣の相互理解を促進し、地域における多文化共生を図ります。

## 2) 歩いて買物にいける身近な商店街の魅力・活力の向上

### ■空き店舗を活用した商店街の活性化

- ・ 空き店舗を活用した開業促進や区民生活と密接に関連する店舗の誘致促進を図ることで商店街の活性化を図ります。

### ■地域資源と商店街の連携による地域の魅力向上

- ・ 商店街と周辺の公園や寺社、スポーツ施設などの地域資源を結ぶ連続的なまちなみの形成や案内サインの整備により、回遊性を向上させることで地域の魅力アップを図ります。
- ・ 買い物だけでなく、コミュニティ形成の場などとして商店街の活用を促進することで、商店街を中心としたコンパクトで魅力のある生活環境の形成を図ります。

## 3) 生涯を通じて学べる環境づくり

### ■生涯学習環境の形成

- ・ 教育機関と図書館・文化センター、子どもセンターなどとの連携により、子どもから高齢者までいつまでも「学べる・活躍できる環境」のあるまちの形成を図ります。
- ・ 学校施設の改築・改修の際には、施設の集約化・複合化などを検討し、地域の生涯学習拠点として、文化・スポーツ活動やコミュニティ活動などが行える環境づくりを推進し、生涯を通じて学べる・活躍できる環境づくりを目指します。
- ・ 公共施設の統合などにより創出された用地について、地域の教育環境やコミュニティ活動の拠点づくりなどへの活用についても可能性を検討します。

## 4) バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全な住環境の形成

### ■安全にくらせる住環境の形成

- ・ 住宅のバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備などを促進し、高齢者や障害者が安心して快適にくらせる住環境の形成を図ります。
- ・ 各拠点からアクセス性の高い地区において、生活利便施設などの立地を促進するとともに、アクセス路においてバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備を促進することで、安心してくらせる住環境の形成を図ります。

## ■安全に買い物できる環境づくり

- ・商店街のバリアフリー化や街灯の設置などにより環境整備を進めることで、安心・安全に買い物できる環境づくりを進めます。
- ・商店街やその周辺の駐輪場整備を促進することで、買い物などによる放置自転車を減らし、安心・安全に買い物できる環境づくりを進めます。

## 5) 防犯まちづくりの推進

### ■防犯性に配慮したまちづくり

- ・防犯環境設計の視点に留意した死角のない建築物や道路、公園の整備・維持管理を進め、安心してらせる市街地の形成を図ります。
- ・街灯や防犯カメラの設置を推進し、誰もが安心してらせるまちの形成を図ります。

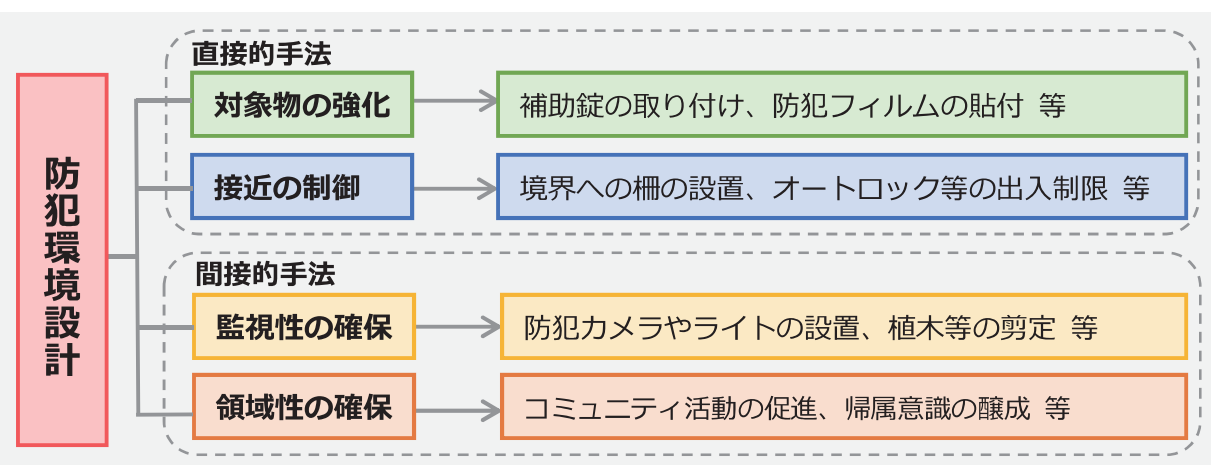
### ■地域コミュニティによる防犯まちづくり

- ・地域における防犯パトロールなどを促進し、地域の防犯性を高めることで安心してらせる市街地の形成を図ります。

## ◆コラム 防犯環境設計とは

防犯環境設計とは、建物や道路、公園などの物理的な環境の整備・強化など（ハード的手法）にあわせて、住民や警察、自治体などによる防犯活動（ソフト的手法）を行い、犯罪が発生しにくい環境の形成を目指す考え方です。

防犯環境設計には、直接的な手法として「対象物の強化」と「接近の制御」、また、間接的な手法として「監視性の確保」と「領域性の確保」があり、これらを総合的に組み合わせることが重要です。



防犯パトロール



屋外の防犯カメラ 出典：北区 HP

## 4-4 環境共生 「環境負荷低減 ♪ スマートコミュニティ」

### 目標：環境と共生するスマートなまち

#### (1) 基本的な考え方

水やみどりなど自然の力を取り込むことで、ヒートアイランド現象<sup>\*</sup>による気温上昇などの影響を最小限に抑え、快適にくらせる都市環境の形成を図ります。

地球温暖化の緩和に向けて、公共施設や交通環境における低炭素化を進めるとともに、新エネルギー<sup>\*</sup>・省エネルギーの導入や、まちづくりと連動した地域エネルギーマネジメントシステム<sup>\*</sup>の導入を図ることで、環境負荷の低いまちの形成を図ります。

また、ICTなどの活用や遊休資産を活用したシェアリングエコノミーの展開など、新たな価値を創出するかしこいまちづくりを促進することで、人と人のつながりとにぎわいを生むまちの形成を図ります。

#### 施策体系

1) 自然の力を取り込んだ快適な都市環境の形成
■ ヒートアイランド現象対策の推進
■ 資源循環のまちづくり
■ 水循環のまちづくり
2) 施設・活動・移動の低炭素化の推進
■ 公共施設・公共工事の低炭素化
■ 移動環境の低炭素化の促進
■ 低炭素型都市活動の推進
3) 環境問題への対応
■ 産業・環境施策と連携した公害対策
■ 騒音対策
4) かしこいエネルギーの活用
■ 新エネルギー・省エネルギー機器の導入支援
■ 地域エネルギーマネジメントシステムの導入
■ 工場などでの排熱や未利用エネルギーの有効活用
5) ICTのまちづくりへの活用
■ 情報通信環境の充実
■ IoT や AI <sup>*</sup> をはじめとする先端技術の導入
6) 移動や空間をシェアする環境負荷の少ない都市づくりの推進
■ 移動手段をシェアする環境づくり
■ 空間をシェアする環境づくり

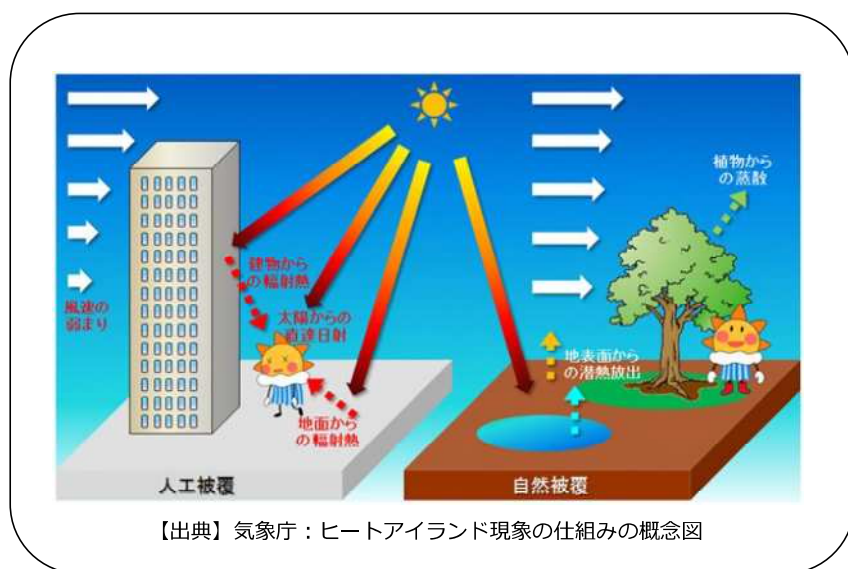


## (2) 施策体系

### 1) 自然の力を取り込んだ快適な都市環境の形成

#### ■ ヒートアイランド現象対策の推進

- ・ 公園・緑地、河川沿いや崖線のみどりの保全・整備などにより、まとまりのあるみどりの確保・創出を図ることでヒートアイランド現象による気温上昇の抑制を図ります。
- ・ 生垣造成、屋上緑化、壁面やベランダ緑化などにより、建築物の蓄熱抑制や市街地の緑化を推進し、ヒートアイランド現象による気温上昇の抑制を図ります。
- ・ 保水性舗装、遮熱性舗装の活用や地表面被覆の改善などにより、路面温度上昇の抑制を図ります。
- ・ 大規模公園や河川などの適切な維持管理などによるクールスポットの形成を進めるとともに、街路樹による歩道の緑陰確保などにより、熱負荷を軽減した快適な市街地の形成を図ります。



【出典】気象庁：ヒートアイランド現象の仕組みの概念図



【出典】環境省：水・大気環境局大気生活環境室

#### ■ 資源循環のまちづくり

- ・ 環境施策と連携して、ごみの減量や資源のリサイクルを支援し、資源が循環する持続可能なまちづくりを推進します。

#### ■ 水循環のまちづくり

- ・ 水再生センターなどによる下水の再利用や雨水の利用により、水資源の有効活用を図ります。
- ・ 崖線のみどりの保全や公園・緑地などの整備、雨水浸透施設の設置や透水性舗装の活用などにより、湧水の保全を図ります。
- ・ 区内の貴重な自然環境である湧水地の活用を促進することで、水辺に親しめる環境を次世代に継承します。

## 2) 施設・活動・移動の低炭素化の推進

### ■公共施設・公共工事の低炭素化

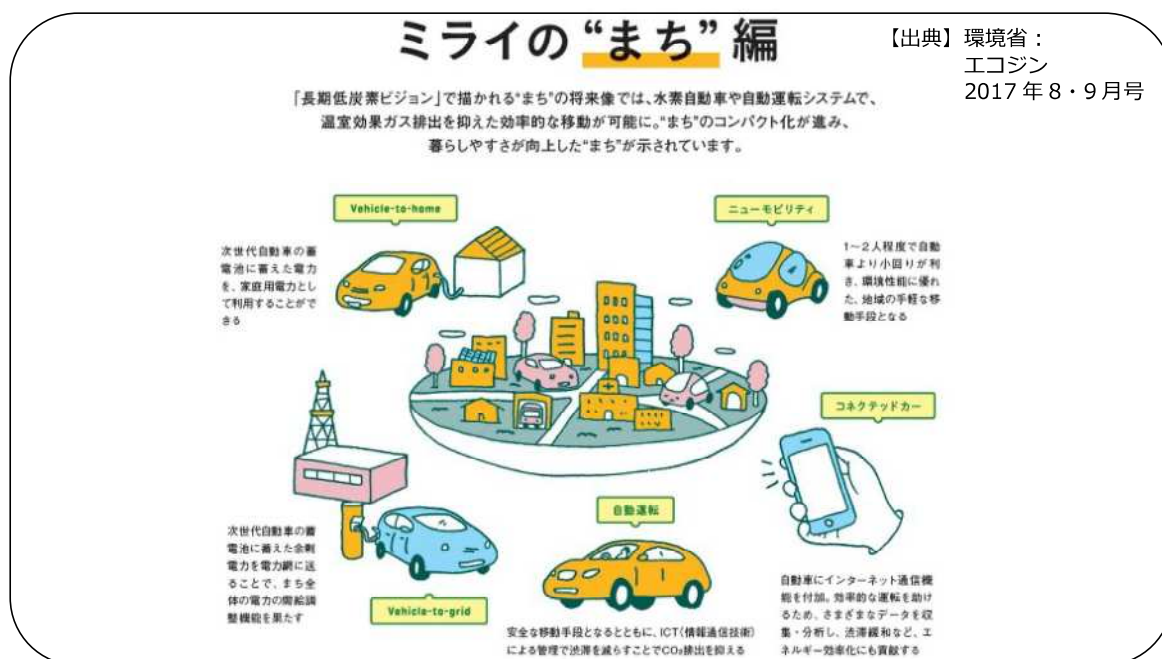
- ・公共施設の新築・改修の際に、新エネルギー・省エネルギー機器などの導入を推進します。
- ・公共工事は、環境負荷の少ない仕様や工法を採用し、生態系や周辺環境、景観との調和に配慮した環境にやさしい取組みを進めます。

### ■移動環境の低炭素化の促進

- ・公共交通の利便性・快適性の向上、自転車利用環境や歩行環境の向上を総合的に進め、自動車交通の削減を図ります。
- ・計画的な道路整備による交通渋滞の緩和、低公害車の導入促進など、自動車交通に伴う環境負荷の低減を図ります。

### ■低炭素型都市活動の推進

- ・省エネ・節電に関する情報発信やエネルギー消費量の「見える化」の普及、環境経営の促進により、低炭素型のライフスタイル・ワークスタイルの普及を図ります。



## 3) 環境問題への対応

### ■産業・環境施策と連携した公害対策

- ・大気汚染・騒音・振動といった公害の発生を防ぐため、緩衝帯の設置、建物・設備などの適切な更新などを産業施策や環境施策と連携して進めます。
- ・環境と共生したまちづくりを先導するため、環境にやさしい公共工事に取り組むとともに、低公害車の導入を推進します。
- ・ごみの処理について、最新の公害防止設備により、地域への環境負荷を最小限にするため、北清掃工場の建替えを東京二十三区清掃一部事務組合と連携して進めます。

### ■騒音対策

- ・自動車交通による騒音や振動を緩和するため、低騒音舗装など新たな素材・技術を導入するとともに、沿道環境に配慮した道路整備や渋滞緩和を進めます。

#### 4) かしこいエネルギーの活用

##### ■新エネルギー・省エネルギー機器の導入支援

- ・家庭や事業所、集合住宅に対して、新エネルギー・省エネルギー機器の導入を支援し、エネルギー使用の効率化を図った快適な環境整備を促進します。

##### ■地域エネルギーマネジメントシステムの導入

- ・再開発や公共施設の更新・整備などの都市づくりの際に、エリア全体で運転管理情報の共有化などの連携を行う地域エネルギーマネジメントシステムの導入を検討し、エネルギー利活用の最適化を図ります。

##### ■工場などでの排熱や未利用エネルギーの有効活用

- ・廃棄物処理や供給処理の過程で発生する排熱の活用や、現在は利用されていない自然エネルギーを有効活用する新技術導入の検討を促進します。

#### 5) ICTのまちづくりへの活用

##### ■情報通信環境の充実

- ・区外から多くの人を訪れる公共施設や文化施設などでは、社会や個人の生活スタイルの変化に対応するユビキタスネットワーク<sup>\*</sup>の充実を図るため、通信環境整備を促進します。

##### ■IoT や AI をはじめとする先端技術の導入

- ・IoT や AI などのまちづくりへの導入により、都市における様々な公共サービスの展開をはじめ、区民のくらしや産業など次世代に向けたかしこいまちづくりを促進するとともに、新たなまちの価値の創出を図ります。

#### 6) 移動や空間をシェアする環境負荷の少ない都市づくりの推進

##### ■移動手段をシェアする環境づくり

- ・カーシェアリングやシェアサイクルなど、環境負荷の少ない移動手段の導入を促進するなどシェアリングエコノミーの視点からも、地域交通環境の改善について検討を進め、環境と共生する移動環境の形成を図ります。

##### ■空間をシェアする環境づくり

- ・駐車場や空き店舗などを有効活用し、地域の交流やにぎわいを生む環境づくりを進めます。
- ・多様な主体による公共空間の活用を促進することで、人と人のつながりによるにぎわいや新たな価値を創出する環境づくりを進めます。
- ・クールシェア<sup>\*</sup>など多くの人々が楽しい時間を過ごしながら空間をシェアする取組みについて、SNS<sup>\*</sup>などによる情報発信も活用して普及に努めます。

## 4-5 災害対応 「防災・減災の事前復興」

### 目標：災害による被害の軽減と復興に向けた備えのあるまち

#### (1) 基本的な考え方

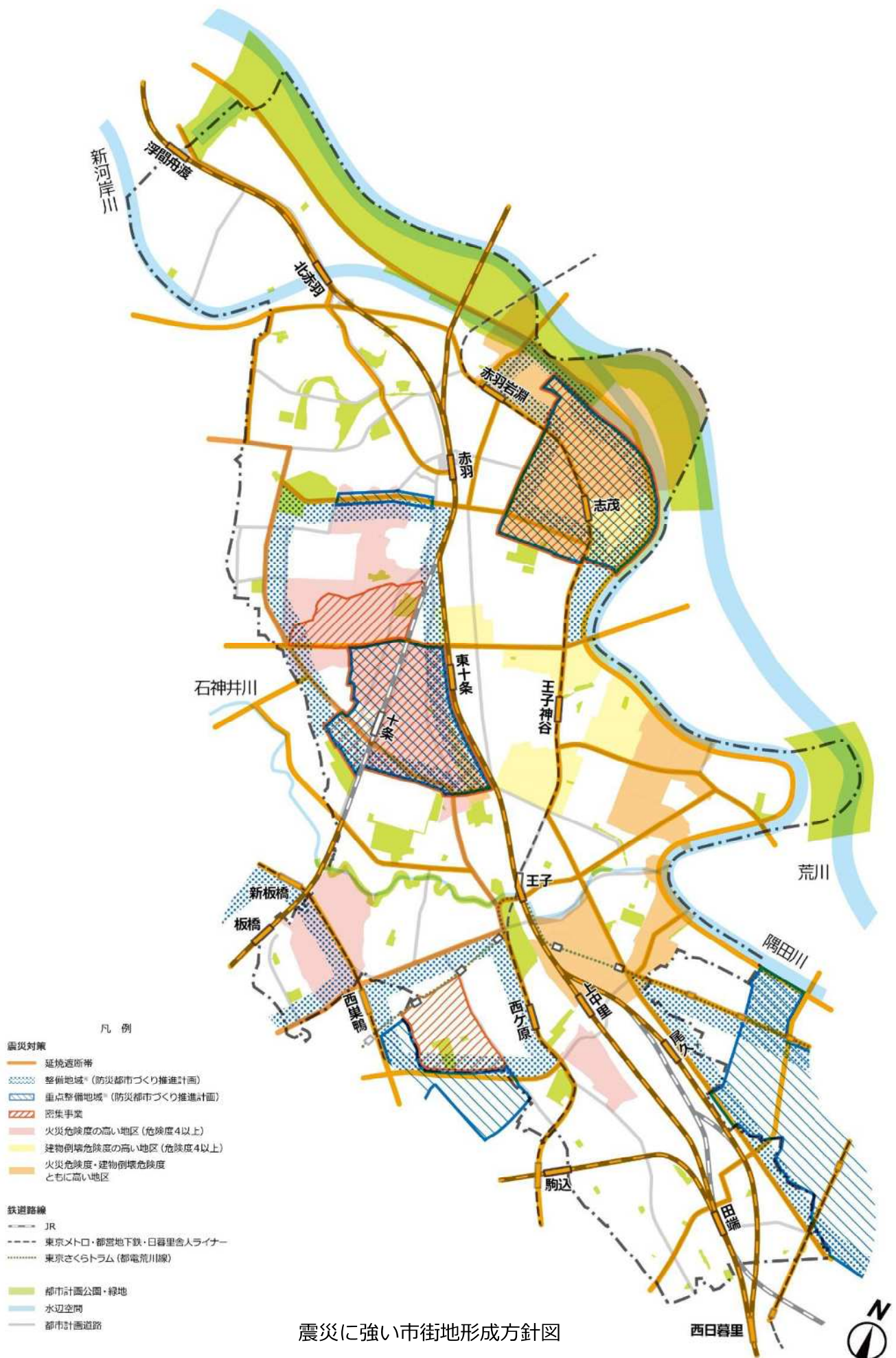
市街地の安全性を高めるため「東京都防災都市づくり推進計画※」を踏まえた、防災生活圏※の形成などによる震災対策や大規模水害時の避難体制の構築、斜面崩壊対策などを進め、災害に強い都市の形成を総合的に図ります。

災害時には、安全な避難路や輸送路として避難者・救援車や救援物資などの流れを滞らせず、迅速な復旧を進められるよう、都市インフラの整備・更新を計画的に進め、災害に強い都市構造を形成するとともに、人と人のつながりを活かした地域の災害対応力の強化に向けたまちづくりを推進します。

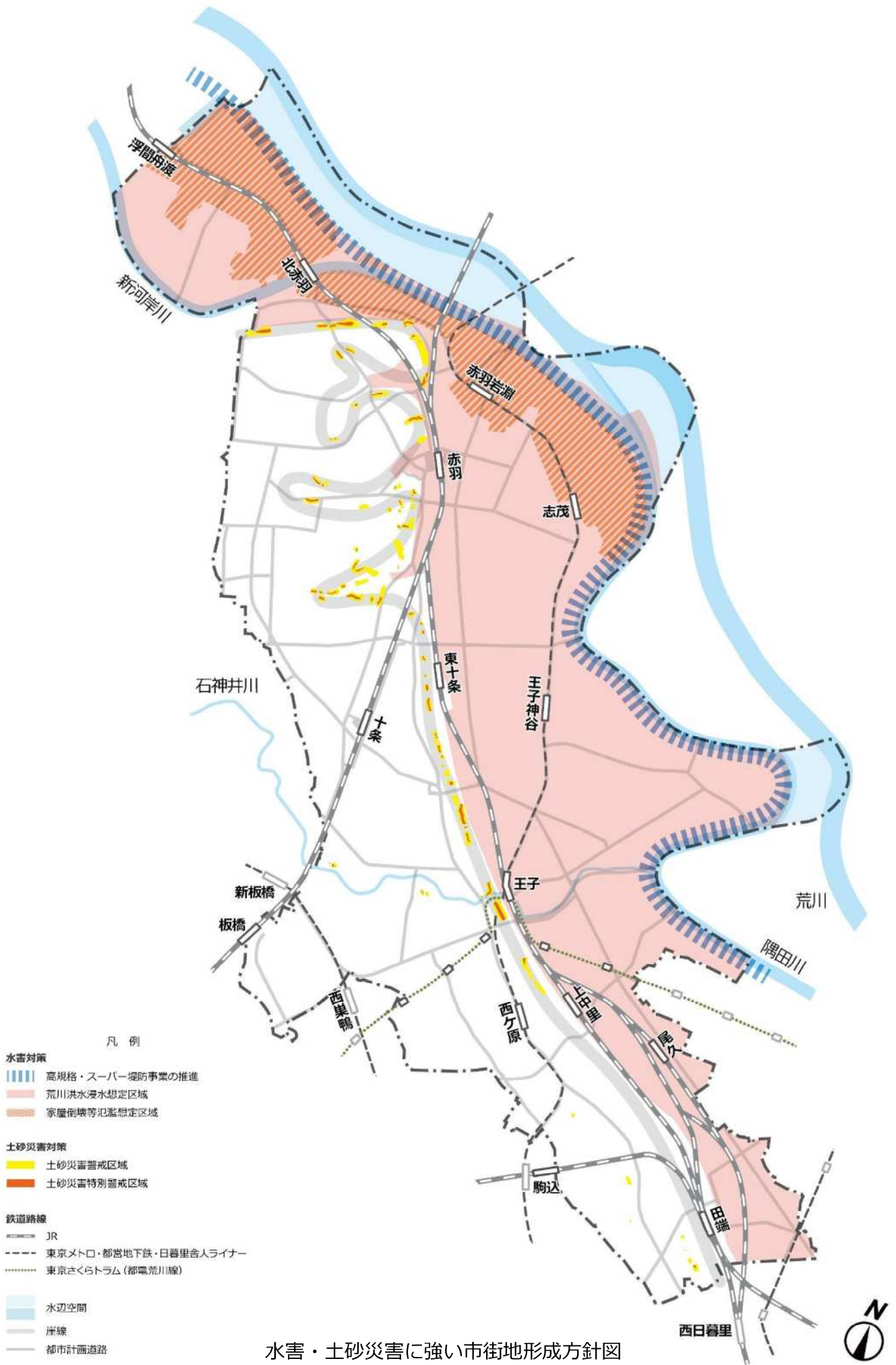
大規模災害の発生を見据えて、発災直後から継続的に都市活動が行えるように、必要となる都市機能の維持に向けた備えや基礎情報の収集などにより、復旧体制の強化を図るとともに、適切な復興に向けて、平時から復興後の地域の骨格となる都市構造のあるべき姿について検討を進めます。

#### 施策体系

1) 震災に強い市街地の形成	
■	耐震化の促進
■	不燃化の促進
■	木造住宅密集地域の改善
■	危険な老朽建築物などの解消
■	道路や橋梁などの計画的な更新と長寿命化対策
2) 水害に強い市街地の形成	
■	治水対策の推進
■	水害時の避難路の確保
3) 土砂災害に強い市街地の形成	
■	斜面崩壊対策
■	土砂災害時の避難路の確保
4) 地域の災害対応力の向上	
■	震災時の避難路の確保
■	各地区における避難空間の整備
■	救援物資などの輸送路の確保
■	自主防災組織や防災ボランティア※の活動支援
■	基礎情報の収集
5) 大規模災害の発生を前提とした事前復興	
■	危険性の周知
■	迅速な復旧・復興に向けた体制の強化
■	被災後のまちのあるべき姿の検討



震災に強い市街地形成方針図





## (2) 施策体系

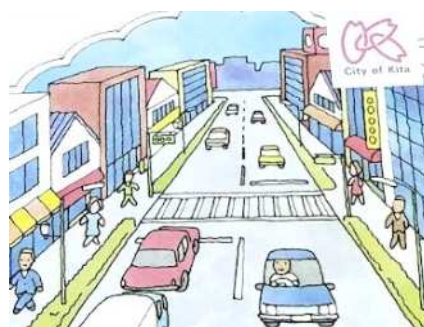
### 1) 震災に強い市街地の形成

#### ■ 耐震化の促進

- ・ 病院・庁舎・学校など多くの人々が利用する施設や集合住宅などの建築物においては、耐震化を促進し、安全な市街地の形成を図ります。
- ・ 庁舎や避難所となる学校などの安全性向上を重点的に進め、発災後の機能維持を意識した防災拠点の形成を図ります。
- ・ 建物倒壊危険度<sup>\*</sup>の高い地区や木造住宅密集地域においては、建築物の耐震化を促進し、安全な市街地の形成を図ります。

#### ■ 不燃化の促進

- ・ 火災危険度の高い地区<sup>\*</sup>や木造住宅密集地域においては、老朽建築物の除却や建替えを促進しながら、重点的な防災都市づくりを推進し、燃え広がらない安全な市街地の形成を図ります。
- ・ 幹線道路における沿道建築物の不燃化を促進することで、延焼遮断帯<sup>\*</sup>の形成を確実に進め、防災生活圏の安全性確保を図ります。
- ・ 消防活動困難区域<sup>\*</sup>のある地区では、主要生活道路の整備を進め、同区域の解消を図ります。



不燃化が促進されたまち

#### ■ 木造住宅密集地域の改善

- ・ 木造住宅密集地域においては、老朽建築物の除却や共同建替えを促進するとともに、都市計画道路や主要生活道路の整備、公園・広場などの整備を推進し、木造住宅密集地域の改善を進め、燃えない、倒れない、燃え広がらない安全な市街地の形成を図ります。



木造住宅密集地域

#### ■ 危険な老朽建築物などの解消

- ・ 建物所有者や管理者への協力要請・支援によって、老朽建築物の除却や建替えなどを促進し、危険な老朽建築物の解消を進めることで安全な市街地の形成を図ります。

#### ■ 道路や橋梁などの計画的な更新と長寿命化対策

- ・ 北区公共施設等総合管理計画<sup>\*</sup>、及び橋梁・公園に関する長寿命化計画<sup>\*</sup>に基づき、都市インフラの計画的な点検・調査・補修工事を推進します。
- ・ 老朽化している道路・橋梁・公園などの施設については、計画的な更新を進め、安全な都市インフラの形成を図ります。



## 2) 水害に強い市街地の形成

### ■治水対策の推進

- ・荒川における高規格堤防及び隅田川におけるスーパー堤防の連続的な整備により、治水能力の強化を図ります。
- ・気候変動により、近年頻発する集中豪雨の被害を軽減するため、貯留槽や止水板、雨水浸透ますの整備を促進するとともに、公共施設や大規模民間施設における雨水流出抑制施設の整備を推進し、水害に強い安全な市街地の形成を図ります。
- ・河川防災ステーション<sup>※</sup>は、浸水に備えた資材の備蓄などにより水防拠点として活用し、災害時の復旧体制の強化を図ります。

### ■水害時の避難路の確保

- ・東側の低地部と西側の台地部を結ぶ幹線道路の整備や更新を優先的にを行い、大規模水害発生時の避難経路の確保を図ります。
- ・東側の低地部では、台地部への円滑な避難に向けた準備体制を構築し、水害時に人命を守る市街地の形成を図ります。
- ・台地部への避難が困難な際の垂直避難施設の確保を進めるため、高層建築物所有者との協定を締結し、水害時に人命を守る市街地の形成を図ります。
- ・荒川において浸水被害が想定される気象状況が確認され次第、タイムライン<sup>※</sup>に基づき、警戒情報の周知や水防体制の構築を図り、浸水被害が発生する前に避難できる環境づくりを進めます。

### ■水害に備えましょう

#### 河川の水位と雨量の情報

#### 北区水位・雨量情報システム・北区防災気象情報サイト

ライブカメラによる河川の様子、水位と雨量の観測データを確認することができます。

#### 北区水位・雨量情報システム (外部サイトへリンク)



#### 北区防災気象情報サイト (外部サイトへリンク)



北区ホームページ：水害に備えましょう



東京都  
マイ・タイムライン  
作成ガイドブック

### 3) 土砂災害に強い市街地の形成

#### ■ 斜面崩壊対策

- ・土砂災害を防止・軽減するための対策支援を推進します。
- ・国や東京都との連携を図りながら、土砂災害防止に取り組みます。
- ・崖線沿いを中心とした土砂災害特別警戒区域や、土砂災害警戒区域などの人工崖を含む土砂災害の危険性が高い地区においては、危険性の周知を進めるとともに、崖地の土地所有者や管理者による安全対策を促進します。
- ・崖地における樹木の適正な管理、構造物の強化、浸食防止のための雨水処理など、崖地の安全性向上を図ります。

#### ■ 土砂災害時の避難路の確保

- ・土砂災害の危険性が高い地区に近接する道路は災害時の避難路となるため、避難路に面した擁壁の安全対策を進め、避難路の安全確保を図ります。

### 4) 地域の災害対応力の向上

#### ■ 震災時の避難路の確保

- ・北区無電柱化推進計画※に基づき、幹線道路などにおける無電柱化を計画的に推進します。
- ・地震時のブロック塀などの倒壊危険性について、耐震アドバイザーの派遣などによる事前点検を促進するとともに、倒壊危険性の高いブロック塀などについては、撤去や生け垣化、フェンス化などを促進し、安全に避難できる市街地の形成を図ります。
- ・震災時の避難路として荒川沿いにおける高規格堤防の活用を検討します。

#### ■ 各地区における避難空間の整備

- ・各地区における地形や居住者などの特性を踏まえて、誰もが安心して避難できる環境の形成を図ります。
- ・高齢者や障害者、外国人など誰もが正しい情報を得られるように、被災時の適切な情報提供手段の確保を図ります。
- ・避難所機能を担う公共施設の更新の際には、様々な避難所環境の知見を活かしその充実を図ります。
- ・民間事業者による開発の際には、避難空間として活用できる公開空地の確保を図ります。

#### ■ 救援物資などの輸送路の確保

- ・緊急輸送道路※沿道における建築物の耐震化を促進し、緊急輸送道路ネットワークの確保を図ります。
- ・緊急輸送道路となっている主要幹線道路においては、沿道建築物の不燃化・耐震化及び無電柱化を進め、安全な物資輸送路の確保を図ります。
- ・公共防災船着場※の整備及び平時からの利用促進により、河川を利用した救援物資や帰宅困難者などの水上輸送路の確保を図ります。



公共防災船着場

## ■ 自主防災組織や防災ボランティアの活動支援

- ・ 自主防災組織や防災ボランティアの育成を促進し、つながりの強い地域コミュニティを活かした自助、共助による災害対応力の高いまちの形成を図ります。
- ・ 災害時の初動期における人命救助や初期消火の担い手となる消防団員について、消防署と連携し普及に努めます。
- ・ 震災や水害など地域の災害特性に応じた防災訓練の定期的な実施を促進し、地域の災害対応力の向上を図ります。

## ■ 基礎情報の収集

- ・ 平時から区民と行政の連携により、自主防災組織などによる地区内の避難行動要支援者の把握及び発災時の避難体制を構築し、発災時にも安心して避難できる関係づくりを図ります。
- ・ 区民と行政の連携により、各地区内の災害時に危険と想定される場所の把握を進めるとともに、双方で共有することで発災時にも安心して避難できる環境づくりを図ります。

## 5) 大規模災害の発生を前提とした事前復興

### ■ 危険性の周知

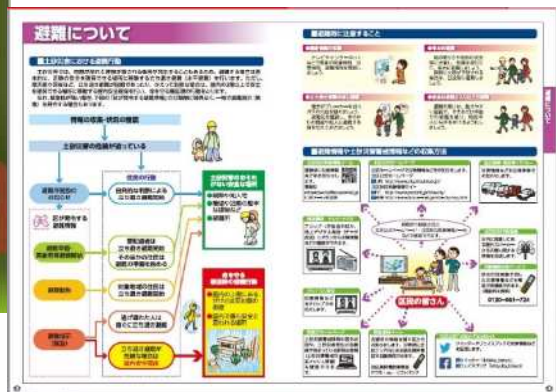
- ・ 社会情勢などの変化に応じたハザードマップの見直しを行うとともに、震災・水害・土砂災害の危険性の周知を推進し、区民ひとりひとりの防災意識の向上を図ります。
- ・ 大規模水害に備えた避難計画を策定し、水害発災時に安全、円滑に避難できる環境づくりを進めます。



東京都公式の防災アプリ  
「東京都防災アプリ」



北区土砂災害ハザードマップ  
抜粋「避難について」



## ■ 迅速な復旧・復興に向けた体制の強化

- ・ 北区業務継続計画に基づき、震災時に必要となる業務体制の整備などの準備を行うことで、応急対策業務とともに、震災時にも必要不可欠な行政機能の継続や迅速な復旧を図れる環境づくりを進めます。
- ・ 区内の民間企業の震災などによる被害を最小限に抑え、中核的な事業の継続や迅速な復旧を図るため、BCP（事業継続計画）の策定を促進します。
- ・ 他自治体や NPO<sup>※</sup>、民間事業者などと連携し、食料や支援物資の供給・配送、要配慮者への支援体制の構築などに関する防災協定の締結を進め、迅速な復旧に向けた体制づくりを進めます。
- ・ 北区社会福祉協議会や NPO などとの連携を強化し、災害時に備えた訓練や準備を行うことで、大規模災害発生後に災害ボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティアセンターの設置や運営を迅速に行えるよう環境づくりを進めます。

## ■ 被災後のまちのあるべき姿の検討

- ・ 東京都の「都市復興の理念、目標及び基本方針」に掲げる都市復興の目標である「被災を繰り返さない、活力とゆとりのある高度成熟都市の実現」を踏まえ、被災後のまちのあるべき姿を平時から検討し、多様な主体が連携を図ることで目指すべき将来像を共有します。
- ・ 社会情勢や都市計画事業の進捗に応じて、各種関連計画との整合を図りながら、被災後のまちのあるべき姿について随時見直しを行います。
- ・ 生活再建や経済再生にかかわる復興事業を中心に、復興に向けた取組方針を事前に明確にし、早期の都市復興を目指します。
- ・ 被災後には復興事業計画を円滑かつ早期に策定し、必要に応じて都市計画事業に対する特例措置を活用した復興事業を推進します。